

古代說話

風土記篇

大久間喜一郎編

検 印
省 略

古代説話 風土記篇

昭和五十八年四月二十日 初版印刷 昭和五十八年四月二十五日 初版発行		定価 一八〇〇円	
編 者	大久間喜一郎	発行者	今井伸行
印刷所	相馬企画	振替	東京六一八〇二〇
147	東京都千田区猿楽町二ノ八ノ十三	電話(〇三)二九五―八七七二(代)	振替
	(株)桜楓社		

古代説話

風土記篇

緒言

古代説話の研究は早くから手を着けられ、かつ偉れた研究も多くありながら、中世を中心とした説話文学研究の隆盛と比較すると、幾分組織的でない一面があるように思われる。それは思うに、いわゆる説話文学と較べた場合、古代説話は幾つかの「はなし」の集合体であることが多く、また、そうでない場合も、記紀などにおいては歴史的な流れの中に組み込まれていて、粒としての説話の姿を見失いがちである、ということが原因ではなからうかと思われる。風土記説話の場合は必ずしもそうだとは言いがけないが、説話としての「はなし」に重点が置かれているのではなくて、土地に因縁をもつ人物や地名の由来に関するものとして、「はなし」が付け加えられているために、説話自体の自立性というものが乏しくなってくる。そうした意味で、記紀・風土記などにみえる説話の性格が、取りも直さず古代説話そのものの性格と言えるのである。

以上のような観点から、本書は『古代説話―風土記篇』として、風土記説話中から重要かつ著名な説話を抜き出し、それを柱として記紀・万葉集から類型説話及び関連説話を参考説話の名目で掲出したものである。

風土記の本文については、秋本吉郎校注の『風土記』（日本古典文学大系）の本文を底本とし、諸本を参照して適切と思われる訓読を定めた。また、参考説話として掲げた古事記・日本書紀・万葉集の場合は日本古典文学大系本の本文を標準として採用したが、編者の意向によって改めた部分もある。

頭注は風土記についてのみ掲げたが、なるべく親切でかつ行き届いたものであるように配慮した。更に、一層の研究に資するため、紙数の許す限り参考文献を充実させるように心懸けた。そして巻末には地図を加えて地勢把握の便を計った。

本書編纂の目的は、大学における古代文学関係の教材を提供することにあるが、更に一般研究家の机上にも適切な参考資料となり得ることを考慮した。

なお、本書の編纂に当っては、多くの若手研究家の協力による執筆・資料蒐集、また、本文整訂等についての助力を得た。協力者の氏名・分担については巻末に掲げたが、言うまでもないことながら、内容についての一切の責任は編者に在る。

昭和五十八年二月

編者識

目次

総説―古代説話の意味―	11
風土記の成立と諸本	16
内容解説	25
風土記の表記と文体	41
出雲國風土記	

意宇郡総説。國引	51
----------	----

〔参考〕 出雲國風土記。出雲郡・杵築郷 播磨國風土記。穴禾郡・伊和村	
---------------------------------------	--

意宇郡・安來郷	54
---------	----

〔参考〕 日本書紀。神代卷上	
----------------	--

意宇郡・忌部神戸	56
----------	----

〔参考〕 出雲の國の造の神賀詞	
-----------------	--

嶋根郡・加賀神崎……………59

〔参考〕 出雲国風土記。嶋根郡・加賀里

古事記。上卷

出雲郡・宇賀郷……………61

〔参考〕 古事記。上卷

仁多郡・三澤郷……………64

〔参考〕 古事記。上卷

古事記。垂仁記

出雲国風土記。神門郡

常陸國風土記

常陸國總説。國號……………68

〔参考〕 常陸国風土記。新治郡總説

新治郡總説。葦穂山……………70

〔参考〕 万葉集。卷十六・三八〇六

筑波郡總説。神祖尊……………71

筑波郡總説。歌垣……………72

〔参考〕 萬葉集。卷九・一七五九、一七六〇

茨城郡總説・高浜

行方郡・夜刀神

〔参考〕 古事記。上卷

香島郡總説

香島郡・童子女松原

那賀郡・晡時臥山

〔参考〕 古事記。崇神記

多珂郡・飽田村、倭武天皇

〔参考〕 常陸國風土記。行方郡・相鹿・大生の里

古事記。景行記

日本書紀。景行紀・四十年

播磨國風土記

賀古郡・比禮墓

〔参考〕 古事記。雄略記

日本書紀。景行紀四年

播磨国風土記。託賀郡・都麻里・都太岐

筋磨郡・伊和里..... 95

〔参考〕 出雲国風土記。大原郡・海潮郷

揖保郡・上岡里..... 96

〔参考〕 万葉集。卷一・一三、一四、一五

揖保郡・粒丘..... 97

〔参考〕 播磨国風土記。穴禾郡・奪谷

播磨国風土記。穴禾郡・波加村

播磨国風土記。穴禾郡・御方里

古事記。応神記

日本書紀。垂仁紀三年

播磨国風土記。神前郡・梗岡

揖保郡・出水里・美奈志川..... 103

讃容郡総説..... 104

〔参考〕 播磨国風土記。賀毛郡・雲潤里

神前郡・聖岡里..... 105

〔参考〕 古事記。上卷

日本書紀。神代卷上

賀毛郡・玉野村……………107

〔参考〕 萬葉集。卷九・一八〇九、一八一〇、一八一

古事記。雄略記

賀毛郡・小目野……………112

美襄郡・志深里……………112

〔参考〕 古事記。安康記・清寧記

日本書紀。顯宗即位前紀

九州風土記

肥前。褶振峯……………121

〔参考〕 古事記。崇神記

豊後。頸峯……………122

古風土記逸文

山城國。賀茂社……………124

〔参考〕 古事記。神武記

播磨國風土記。託賀郡、賀眉の里・荒田

伊勢國。伊勢國號.....127

〔参考〕 日本書紀。神武即位前紀戊午年十二月

日本書紀。垂仁紀二十五年

日本書紀。雄略紀十八年

丹後國。奈具社.....132

丹後國。浦嶼子.....134

〔参考〕 日本書紀。雄略紀二十二年

万葉集。卷九・一七四〇

播磨國。速鳥.....141

〔参考〕 古事記。仁德記

日本書紀。応神紀三十一年

伊豫國。天山.....144

〔参考〕 阿波国風土記逸文

近江國。伊香小江.....145

肥前國。杵島山.....146

参考文献目録.....147

総説 ― 古代説話の意味 ―

説話という語は、本来は「はなし」とか「ものがたり」という意味であって、文芸の一ジャンルを示す術語としては、その内容を完全に覆うような定義を与えることは極めて困難である。そこで、説話と言われる個々の「はなし」の種類を列挙するならば、まず神話・伝説・昔話・お伽噺・童話・口碑などと言われるものが数えられよう。しかし、これらの中で「お伽噺」というのは、内容も雑多であって、昔話・伝説・童話・風聞、さては作り話のたぐいまでも含まれたはずである。また「童話」は子供の喜びそうな話として、「昔話」のある種のものに較べて、その境界も定かでない。「口碑」の場合は、言い伝えられた話ということで、その内容は模倣としている。

こうした説話を集めた説話集を主な対象として、説話文学という名称が存在するが、これは単なる説話と同義語でないことは言うまでもない。やはり説話をひたすら集めた作品があつて、説話文学という名称も存在するのだと考えられる。『記紀』『風土記』の中にどれほど説話が多く存在しても、これらは説話文学とは言わないし、また、その個々の説話を取りあげて説話文学ということもない。したがって、極めて普通の意味で説話文学というときは、古代説話はそのジャンルから外されている。いわゆる説話文学のジャンルに数えられる各説話も、およそ発生時点にまで遡るならば、口頭で伝えられたものと察せられるし、内容から言えば、伝説・昔話・風聞といったものが主で、初めから教訓に主眼を置いた仏教説話や、『十訓抄』の諸説話に見るように、在来の説話に何らかの教訓を見つけ出そうとする試みもあつて、『記紀』『風土記』などの古代説話の流れを継承しているとは考えられるものの、『日本霊異記』などに見るように、仏教思想による教化といった目的が説話文学発生の根底に存在したといふことは、古代説話の場合とは大いに違った社会的要求がそこに作用していると言つてよい。

さて、本書でいう「古代説話」とは、古代前期の説話もしくは上代説話という意味であって、平安時代の作品は含まない。ただ、景戒の『日本霊異記』の場合は、書物としての成立年代は平安時代初期であるが、その説話の内容は奈良時代のものであるから、これを上代説話と考えることは異論はないと思われる。だが、本書では敢えてこれに触れなかった。さて、古代前期の説話といった場合、これらが『古事記』『日本書紀』『風土記』『万葉集』などに存在する説話であるということから、その説話の種類は、既に述べた分類の中で、神話・伝説・昔話の三種が中心となってくる。仏教説話の最初のものと考えられる前述の『日本霊異記』をこれに加えるならば、風聞流説や作り話の要素も考慮に入れねばならなくなってくる。

『万葉集』などの場合は、先に『記紀』『風土記』と並列させたが、神話・伝説を内容とする作品ではあっても、実際は神話・伝説そのものではない。この場合は素材が神話・伝説であるということである。しかし、神話・伝説の叙述は散文の形式が本来のもので、韻文の形式は散文で叙述されたもののリトウルド(Reot)であると決めることは、殊に上代文学の場合では許されない。叙事詩が文学の最古の形であると考えるにせよ、あるいは抒情詩をもつそれに当てるにせよ、文学の初期の形としては韻文形式の方が優っていると思われるのである。たとえば高橋連虫麿歌集所出の菟原処女の伝説歌、巻九・一八〇九―一八一一番を取り上げて考えてみると、『大和物語』に見えるような、後代において散文化されたものは存在するが、万葉歌の原形と考えるとよいような散文作品は見当らない。もし存在したとすれば漢文化された作品が考えられるはずだが、実際はそのようなものは現存しない。また、はじめから存在しなくともよいのである。つまり、口頭伝承として伝わっていた菟原処女伝説を、虫麿が最初から韻文作品に仕立てたと考えて一向に差し支えないのである。その意味から、本書では『記紀』『風土記』と万葉歌とを同じ立場で扱うことにした。

さて、以上述べてきたように、古代前期の説話を神話・伝説・昔話の種類に分けた場合、昔話の混入している痕跡はいく分稀薄である。昔話というのは事実性を無視して語られる話である。そして聴き手もそれが事実か否かを問題としない。そうした昔

話が、『記紀』『風土記』といった文献に混入することは、これら文献の性格からいって本来はあり得ないことなのであるが、編者がそうした昔話に史的位置付けを与えたり、あるいは史実的な色合いが加えられた昔話を、『記紀』『風土記』へ持込むことによって、そうした昔話が神話的性格を帯びたり、伝説としての話柄に変貌したりすることはある。『記紀』に見える天若彦説話などは、その系譜関係を外してしまえば、本来は昔話であったかと思われる。また、近江国風土記逸文の「伊香の小江」の羽衣説話などは、昔話として現存している多くの類型話から考えても、本来、伝説として存在したというよりも、昔話の伝説化ではなかったかと思わせる。

『記紀』『風土記』という書物が、前者はいわゆる史書として編まれたものであり、後者はいわゆる地誌として編集されたものであって、今日いうところの文学書ではない。現今でいう文学のイメージと全く同様のものを古代人が脳裡に描くことはなかったと確信できるが、その効用と価値観において現今と相通するものは存在した。たとえば万葉集中の殆んど作品はそうである。それ故現在それらを文学として扱うことはやはり正しいと思われる。しかし、『記紀』『風土記』はそのような意味での文学書として編纂されたものではない。これらの書物の使命は事実を正しく伝えるということであった。『記紀』『風土記』の内容は、あくまでも史的事実であり現存の事実として記載されたものである。それ故、そこに叙述された説話は、かつては事実であったし、現に事実であるということを読者に対して主張するといった性格をもっている。それが神話及び伝説である。

史的事実ということばは、厳密に言えば、今日では科学的検証を経た上で使用されなければならない。しかし、これまでに述べてきた史的事実乃至は現存の事実ということばは、あくまでも説話という「はなし」や「ものがたり」の世界での用法である。現代の読者にとっては元より虚構の世界である。そうした世界の中で、史的事実とか現存の事実とか言ってみたとところで、それは話者なり記録者なりの立場における意識に過ぎない。これは文芸作家と読者との相関々係にも類似しているために、こうした古代説話を文学として扱う余地があると思うのだが、要するに伝達者の一方的な信念である。しかし、読者の方にもそれを当然

のこととして受け入れる態度があつたところから、神話・伝説といったものが成立するのだと考えられる。

神話も伝説も共に、読者や聴き手が、史的事実であり現存の事実であると信ずることを前提として語られる。その意味では両者には共通するものがある。だが、神話と伝説との相違は歴然としている。神話には凡そ規範性ともいふべきものがあり、伝説には大方現在性ともいふべきものがある。神話の規範性というものは、往古の人々の生活上の指標としての役割を神話が担つていたということから、そのような言い方が可能である。神話本来の職能というものは、天地自然の現象、人間生活に必要なあらゆる作業や儀礼の由来というものが、神話自体の中にその起源を有している、といった神話本来の姿を考える時、神話というものの役割は広く人間生活の根源となるものを説明することにあつたということなのである。一方、伝説の場合は、往古における注目すべき出来事が、現在のこの地点においてかつて行われたとか、その出来事が現在このような形で跡を留めているとかいった説き方がなされる。常に現在との繋がりを忘れていない。これが伝説における現在性ということの意味である。『風土記』における諸々の伝説も大方こうした形で叙述されている。多分に文芸意識を盛りこんだと考えられる『万葉集』の伝説歌においてさえ、この叙述形式は守られていることが多い。

以上述べてきたように、神話にはそれぞれの性格というものがあつて、神話・伝説・昔話などといった分類がなされるのだが、また、説話個々の内容の上からみる時、多くの類型に分けることができる。湧泉伝説・杖立伝説・巨木伝説・妻争伝説等々の用語で説明される。これらはある場合には、神話の一要素であつたり、独立した伝説であつたりする。實在の地名や人名と深く関わってくるときは、例えば羽衣説話を羽衣伝説ということもある。また、それに対して話の筋立ての上からだけで見てゆくときは、巨木伝説・妻争伝説などを、巨木伝承とか妻争説話などということもある。前述したように、こうした説話の類型は甚だ多岐に亘っていて、類型名というものも、実は決まっているようで確然と決まっているわけではない。さらに、見方によっては、類型名の呼称が同一説話でも違ってくる場合がある。例えば、『古事記』に見える三輪山伝説は神婚説話と称するのが普通

であるが、娘の許へ通ってくる若者が、他の類話の場合は大蛇をもって正体とするところから、三輪山伝説の原形にもその点を認めて、これを異類婚説話という場合もある。また、前述の羽衣説話などの場合、この説話が世界中に分布している関係上、西欧で呼び慣らわされているスワンメイドン——つまり白鳥処女説話という名で呼ぶ場合もある。説話の類型名は必ずしも確立されているわけではないということを付け加えておく。

なお、『風土記』の成立及びその内容、さらに表記上の諸問題等については後章を参照してほしい。